

利 用 上 の 注 意

1. 調査の目的

経済センサス - 活動調査は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として実施している。

3. 調査日

平成24年2月1日

4. 調査対象

(1) 地域的範囲

全国（調査日現在において、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に関して原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域又は原子力災害対策本部により設定された計画的避難区域をその区域に含む調査区を除く。）

(2) 属性的範囲

調査は、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所並びに国及び地方公共団体の事業所を除く事業所・企業について行った。

- ① 大分類A－農業・林業に属する個人経営の事業所
- ② 大分類B－漁業に属する個人経営の事業所
- ③ 大分類N－生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類792－家事サービス業に属する事業所
- ④ 大分類R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類96－外国公務に属する事業所

5. 産業横断的集計（存続・新設・廃業別集計編）について

(1) 存続・新設・廃業別集計編について

平成21年経済センサス - 基礎調査（総務省統計局にて平成21年7月1日実施。以下、21年基礎調査という。）以降の存続・新設・廃業の状況（以下、異動状況という。）についてみたものである。「新設事業所」とは平成24年2月1日現在に存在した事業所のうち平成21年7月2日以降に開設した事業所をいい、「廃業事業所」とは21年基礎調査で調査された事業所のうち平成24年経済センサス - 活動調査（以下、24年活動調査という。）で把握されなかった事業所をいう。

(2) 本編概況における留意点

本編況では、21年基礎調査から24年活動調査の31か月間の異動状況についてみたものであり、ある1

年間の異動状況をみたものではない。また、21年基礎調査以降に新設し、24年活動調査以前に廃業した事業所については、本編の対象には含まれていない。

新設事業所には他の市区町村から移転してきた事業所※1、廃業事業所には他の市区町村へ移転した事業所※1、また、それぞれには、経営組織の変更※2を行った事業所（移転の有無を問わない。）が含まれている。

24年活動調査では、事業所・企業の当初名簿を作成する際に、商業・法人登記簿情報及び労働保険情報を追加しているが、これらの事業所は21年基礎調査と接続するための情報を保有していない。このため、21年基礎調査と接続するための情報を保有していない事業所については、事業所の開設時期を参照し、開設時期が平成21年以前である場合には、便宜存続事業所に区分している。なお、開設時期は事業所がその場所で事業を始めた時期であり、企業としての創業時期ではない。

上記4(1)のとおり、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による災害のため、福島県内の一部の地域が24年活動調査の調査対象から除かれている。このうち、下表に掲げる町村については全域が調査及び集計の対象から除かれている。このため、本編の福島県内の廃業事業所については、21年基礎調査時点で、同町村内に所在していた事業所が含まれていない。

平成24年経済センサス - 活動調査において全域が調査の対象外であった町村

町村	事業所数	町村	事業所数
双葉郡檜葉町	348	双葉郡浪江町	1,114
双葉郡富岡町	886	双葉郡葛尾村	54
双葉郡大熊町	561	相馬郡飯舘村	233
双葉郡双葉町	329		

※ 事業所数は平成21年経済センサス - 基礎調査確報集計の民営事業所数による。

※1 厳密には、調査は市区町村をいくつかの区画に区切った調査区という単位（丁目や大字など）で行われており、同じ市区町村内でも調査区を越えて移転した場合も、新設・廃業となる。

※2 有限会社から株式会社、株式会社から合同会社など、会社間での経営組織の変更を除く。ただし、外国の会社と他の会社との間の変更は、新設・廃業となる。

売上（収入）金額については、21年基礎調査では把握していないため、存続事業所及び新設事業所について集計した。

6. 主な用語の説明

(1) 事業所数

事業所数は、平成24年2月1日現在の数値である。

事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

(2) 単独・本所・支所の別

- ・ 単独事業所
他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所（支社・支店）を持たない事業所をいう。
- ・ 本所（本社・本店）
他の場所に同一経営の支所（支社・支店）があつて、それらの全てを統括している事業所をいう。
本所の各部門が幾つかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としている。
- ・ 支所（支社・支店）
他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受けている事業所をいう。上位の事業所の統括を受け一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所としている。
支社、支店のほか、営業所、出張所、工場、従業員のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれる。
なお、経営組織が外国の会社は支所とする。

(3) 経営組織

本編では、「個人」と「個人以外」の2区分としている。

- ・ 個人経営
個人が事業を営んでいる場合をいう。
法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含まれる。
- ・ 法人
法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。以下の会社及び会社以外の法人が該当する。
- ・ 会社
株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいう。
ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定により日本で登記したものをいう。
なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。
- ・ 会社以外の法人
法人格を有する団体のうち、前述の会社を除く法人をいう。
例えば、独立行政法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農（漁）業協同組合、事業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫などが含まれる。
- ・ 法人でない団体
法人格を持たない団体をいう。
例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。

(4) 売上（収入）金額

売上（収入）金額は平成23年1月1日から平成23年12月31日までの1年間の数値である。

売上（収入）金額とは商品等の販売額又は役務の提供によって実現した売上高、営業収益など。有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含まない。会社以外の法人及び法人でない団体の場合は経常収益としている。

なお、以下の産業においては、事業所単位の把握ができないため、本編では「…」とした。

「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「通信業」、「放送業」、「映像・音声・文字情報制作業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「学校教育」、「郵便局」、「政治・経済・文化団体」及び「宗教」

(5) 付加価値額

付加価値額は平成23年1月1日から平成23年12月31日までの1年間の数値である。

付加価値とは、企業等の生産活動によって新たに生み出された価値のことで、生産額から原材料等の中間投入額を差し引くことによって算出できる。

本編における事業所単位の付加価値額は、企業単位で把握した付加価値額を事業従事者数により傘下事業所にあん分することにより、全産業について集計した。

本調査において、企業単位の付加価値額は以下の計算式を用いている。

$$\begin{aligned} \text{付加価値額} &= \text{売上高} - \text{費用総額} + \text{給与総額} + \text{租税公課} \\ \text{費用総額} &= \text{売上原価} + \text{販売費及び一般管理費} \end{aligned}$$

なお、本調査の付加価値には、国民経済計算の概念では含まれている国内総生産の項目のうち、以下は含まれていない。

固定資本減耗、雇主の社会保険料負担分、持ち家の帰属家賃
農林漁家、公営企業及び政府サービス生産者の付加価値 等

7. 記号及び注記

各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、割合は、小数点以下第2位で四捨五入した。

該当数字がないもの及び分母が0のため計算できないものは「-」とした。

「X」は、集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「X」とした。

8. その他の注意事項

(1) 本編概況及び統計表に掲載された数値を他に引用・転載する場合は、出典（府省名、統計調査名等）の表記をお願いします。

(例)

・資料：総務省・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査 存続・新設・廃業別集計編」

- ・総務省・経済産業省「平成24年経済センサス - 活動調査 存続・新設・廃業別集計編」より
- ・「平成24年経済センサス - 活動調査 存続・新設・廃業別集計編」（総務省・経済産業省）より
- ・総務省・経済産業省が2月26日に発表した「平成24年経済センサス - 活動調査 存続・新設・廃業別集計編」によると・・・

(2) 問合せ先

〒162-8668 東京都新宿区若松町1-9番1号

総務省統計局統計調査部経済統計課

電話 (直通) 03-5273-1389

URL <http://www.stat.go.jp/>

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室

電話 (03)3501-1511 内線2881～4

URL <http://www.meti.go.jp/statistics/>